

鳥取県特定技能外国人介護人材受入支援事業 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（5月28日（水）～2月27日（金））

- 交付申請は、募集要領を参照の上、下記提出先に、
電子メール、郵送、ファクシミリ、持参のいずれかにて提出してください。
- 必ず事業の着手までに申請してください。

2. 交付決定通知（交付申請から原則20日以内）

- * 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで電子メール等してください。

4. 事業完了（3月31日までに完了）

- ※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日
- 実績報告書を下記提出先に電子メール等してください。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日以内）

- 実績報告は、下記提出先に電子メール等により提出してください。

◎補助金の支払い

- ※補助金額の確定通知後、口座振込依頼書の提出をお願いいたします。

資料提出・問い合わせ先 福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課
鳥取県鳥取市東町一丁目220
0857-26-7176 choujyushakai@pref.tottori.jp

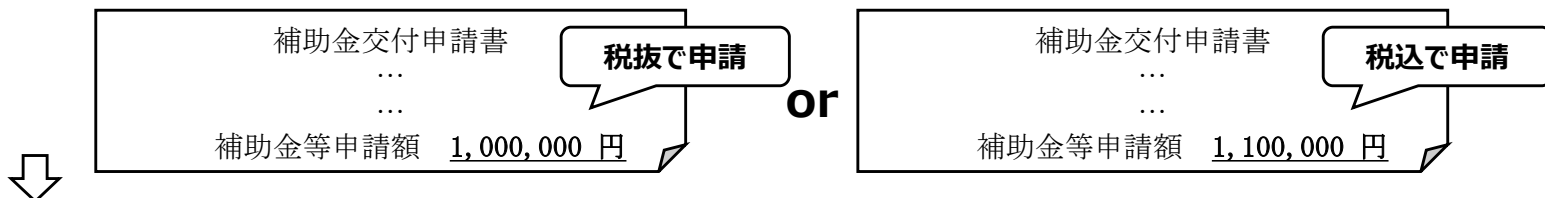
補助金申請から実績報告、仕入控除税額等のフローチャート

(補助対象経費に消費税等の額（仕入控除税額）を含めて申請することができる補助事業の場合）

(1)一般課税事業者のかた

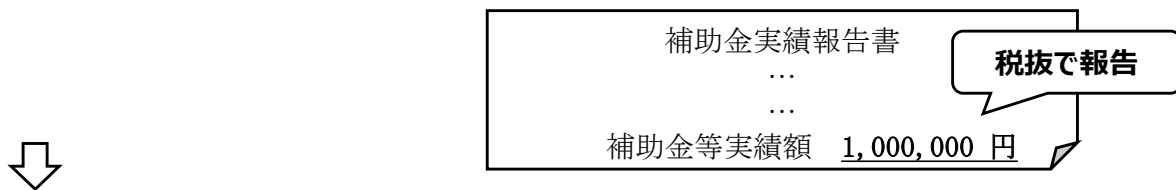
【申請】

原則、補助対象経費から消費税等の額を除いて申請してください。ただし、申請時点で、補助対象経費のうち消費税等の額が不明な場合は、消費税額等を含めて申請することができます。（税込で申請できる場合等については、お問い合わせください）



【実績報告】

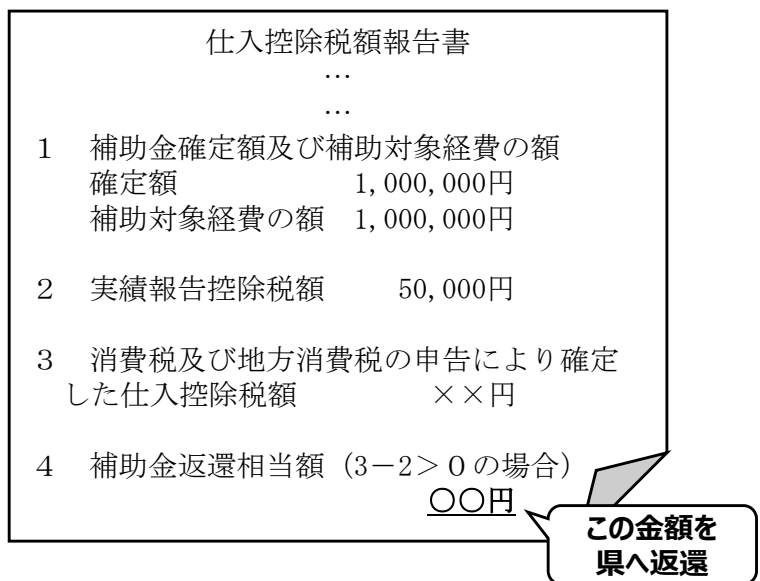
補助対象経費から消費税等の額（仕入控除税額）を除いて実績報告を提出してください（仕入控除税額を含めて報告することはできません）



【必要に応じて】仕入控除税額報告書

確定申告を行った後、**仕入控除税額が実績報告時の仕入控除税額を超えた場合**は、報告書を提出し、補助金返還を行わなければなりません。

※すべての事業者が提出する必要はありませんが、確定申告後に必ず確認し、上記に当てはまる方は必ず提出する必要があります。



(2)それ以外の事業者※のかた

※それ以外の事業者

○免税事業者、○簡易課税事業者、○特定収入割合が5%を超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人、同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）、○地方公共団体（特別会計で、特定収入割合が5%以下である場合を除く。）

【申請】

補助対象経費から消費税等の額を含めて申請してください。



【実績報告】

補助対象経費から消費税等の額を含めて実績報告を提出してください。

